

## 第4期雲南市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 平成24年4月24日(火) 14:30~17:25

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(35名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
9番 高島幹雄	10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	12番 持田明典
13番 高橋敬二	14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義
18番 嘉本輝雄	19番 白築 進	20番 白築美雄	21番 山本博子
22番 藤原克巳	23番 白築 剛	24番 青木征温	25番 名原玲子
26番 小田久義	27番 藤原修至	28番 高田 耕	29番 加藤一郎
30番 廣澤幸博	31番 石橋義明	32番 武田京子	33番 周藤寛洲
34番 橋本 博	35番 陶山直利	37番 板持 庸	

4. 欠席委員(2名) 17番 川上蘆求 36番 勝部有二

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 景山修二  
主 幹 菊地隆克 副主幹 山中亜希子  
(産業推進課)次長 福島宏芳 主幹 西村健一

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第61号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第63号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第64号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第65号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ただ今から平成24年第10回総会を開会いたします。            ただ今の出席委員は35名であります。欠席委員は17番川上委員、36番勝部委員から欠席届が出ております。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第10回総会を開会いたします。            本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。            議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、18番嘉本委員、20番白築委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
議 長	<p><b>【会長より会務等について報告】</b>            ・4月9日にかねて提出をいたしておりました建議書の回答を市長から受けました。これにつきましては後程、事務局から説明をいたします。            ・そして、4月19日には農業再生協議会が開催され予算決算の説明、今年の作付面積が県配分に対し19.50ha不足しているとの説明を受けました。23年度の戸別所得補償の定額交付金は2億460万円でございます。後程資料にして配布したいと思います。</p>
事務局	<p><b>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</b>            ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について            ・農地法第4条第1項第8号届出書の受理について            ・公共事業の施工に伴う廃土処理の届出書の受理について            ・田畑転換届出の受理について            ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について            ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について            ・農業委員会事務局職員辞令交付式の開催について（4月2日（月））            ・会議等の予定について</p>
議 長	<p>有限会社□□□□の合意解約につきまして、〇〇〇課から説明を行ないます。</p>
〇〇〇課	<p>〇〇〇課〇〇です。先般の新聞等で報道もされておりますが、有限会社□□□□は□□町□□地内で□□事業を展開しておられました。農業委員会の皆様には、平成16年度事業開始の時からご理解いただき、農地利用権設定（〇〇市から(有)□□□□へ）等お世話になりました。このたび撤退されることになりましたので経過等説明させていただきます。            今回合意解約されました対象地につきましては、当初平成17年に約1ha植栽し事業を開始された所でございます。平成20年に3年間の利用権設定(終期)を迎え、農業委員会のご理解をいただき平成20年4月1日から9年間の利用権の再設定手続きを行いました。            撤退の経過であります。今年の2月末に市の方へ「□□の□□が撤去されている」との情報が入り、市としても現地の確認を行い、有限会社□□□□へ状況について問い合わせ確認をしました。〇〇社長は「〇〇を植栽して5、6年が経過したが、耐用年数を過ぎたので更新のために〇〇を撤去した。」とのお答えでした。この後、状況を確認し協議を続ける中で、振り返りますと昨年7月頃に、「なかなか今の厳しい経済情勢の中で、経営的に厳しいため事業の縮小を考えている。」とのお話もいただいております。2月のこうした状況を</p>

発信者	議 事 要 旨
	<p>受けて再度副市長を含め有限会社□□□□〇〇社長と協議をいたしました。最終的には、「この地での経営を断念したい。」との意思表示がなされたところでございます。</p> <p>市といたしましても、当初〇〇〇構想として大きな期待を持って事業をスタートしたところでございまして、議会、地元自治会の皆様にもご説明してご理解を得ながら事を進めてきました。何れもこうした状況の中で、「撤退は止むを得ない」との声をいただいております。市といたしましても「止むを得ない」と判断し、有限会社□□□□と市の間で3月31日に合意解約に至ったところでございます。現況については、3月30日に担当課長立会いのもとに原状復帰し返還いただいたところでございます。</p> <p>議会的でも厳しいご指摘もいただいておりますが、市の方で責任を持って対応させていただきたいと思っております。</p> <p>次に、今後についてですが、先般の議会全員協議会で市長が答弁しましたように「市で整備した土地について有効的に活用することが市の責務である。」との見地に立ち、担当者としても利活用について検討しております。有限会社□□□□には農地として利用権設定し、使っていただいておりますが、今は何も植わっていない状態ですので農地として利用することも含めて検討中でございます。地元の皆様と協議しながら方針が決まりましたら議会へも報告もしていきます。こうした事情をご説明申し上げ、農業委員会の皆様にもご理解いただきと思いますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。
2 5 番	事業開始当時、市長は「大々的な観光地にしたい」と話されておりました。先ほど説明では、「市に黙って〇〇を撤去」ということですがどういうことですか。どのように対応しておられるのですか。また、どれくらい補助金が出されていたのですか。それから、地元説明会はどこに対して行なわれたのですか。
〇〇〇 課	<p>〇〇も何年かすると植え替えが必要であり、業務の一環として持ち帰られたところ。有限会社□□□□が最初もって帰られた時は、「更新をするためであった。」と伺っております。その後協議をされ、経営状況や経済情勢を検討されたところ、「今後この地で続けることは難しい」との判断に至られたと思っております。</p> <p>□□□□の全体事業費(□□□□整備含)は、約8,700万円程度かかっていますが、造成費と実施設計、構想費を合わせると4,700万円余りかかっております。但し、〇〇〇に直接補助金を出してはおりません。</p> <p>地元説明は、〇〇自治会、〇〇自治会、〇〇自治会、〇〇自治会の自治会長に3月18日から19日にかけて説明しました。</p>
3 3 番	議案書に「経済情勢の変化を勘案し、栽培予定面積を縮小するため」と記載されておりましたが、「面積 16,500 m <sup>2</sup> の内 8,863 m <sup>2</sup> を合意解約し縮小するのか、それとも事業そのものが撤退なのか。」について教えてください。
〇〇〇 課	台帳面積 16,500 m <sup>2</sup> の内 8,863 m <sup>2</sup> について、利用権設定をしていました。利用権設定しなかった箇所は、造成等は行なっておらず山林です。「栽培予定面積を縮小」ですが、有限会社□□□□は〇〇にも□□□□を持っておられ、〇〇市での〇〇〇〇は撤退し会社全体としての規模縮小ということです。
2 4 番	この事業で、市が被った損失額はどれ位ですか。

発信者	議 事 要 旨
〇〇〇 課  1 番	<p>土地は整備をした形（造成地や□□□□整備）で残っておりますし、後は市長も申しておりますように「いかに活用していくか」ということで、損失とは思っておりません。</p> <p>市の顧問弁護士と相談も行ないましたが、「最初から事業をされなかったことではなく、7年間継続して事業をしてこられた。けれども経済情勢の中で作為的でなくやむを得ないことであり、損害賠償の請求はできない。」とのお話をいただいております。</p> <p>事業の撤退については、最初の情報収集が不足していたのではないですか。責任問題は無いのですか。</p>
〇〇〇 課  2 6 番	<p>□□の□□□□でもご指摘をいただいております。先ほども説明しましたように、市の顧問弁護士と経過、契約書について協議したところ、「損害賠償の請求はできない」との見解をいただいております。</p> <p>市は「観光を目的に誘致した」と聞いておりますが、会社は加工して商品にして儲けていくために参入されたのではないですか。最初のスタートの思惑がしっかりなされていたのか疑問に思いますが。</p>
〇〇〇 課  2 0 番	<p>会社は、観光だけでなく□□□□を目指しておられました。一方、市は産業用に合わせ〇〇の摘み取りなどの風景は観光にもなるとも考えていました。お互いの思いが合致してのスタートでしたのでご理解いただければと思います。</p> <p>〇〇〇が事業の拡張をされる時、□□□□を転用して事業を進めてこられました。当時3,000名の方の反対署名も出されましたが、それは活かされず事業を行われての今回の撤退。もう少し経営状態等を慎重に調査し取り組んで欲しかったと思います。</p>
〇〇〇 課  2 8 番	<p>おっしゃるように反対署名も出されたと同っていますが、「株式会社〇〇〇」の解散も相まって、□□□□を閉鎖し、〇〇〇事業を進めてきたところでございます。当時、有限会社□□□□、株式会社□□□□の経営状態もみて慎重に検討しての判断で進めてきたわけです。結果的に足らなかったということであればお断りさせていただきたいと思います。</p> <p>今回届出の案件は、現況が畑になっておりますが、農地法上、山林を開墾して利用権設定はできるのですか。</p>
事務局	<p>農業委員会にかけお諮りし了承をいただいております。</p>
議 長	<p>他に無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第61号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定につ</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>いて」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。「議第61号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」であります。6ページをご覧ください。番号1番、〇〇町〇〇△△△番、△△△番の△筆 登記簿は田で、現況は全て山林です。面積は2,517㎡で権利の種類は非農地証明。所有者は□□□□さん、〇〇町〇〇の方、「長い間水の確保ができず、水田として耕作できなくなっていたため、山林・原野化した」ということです。3月28日に現地確認をしております。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に確認をしていただいております。非農地証明の対象となる農地についてですが、「耕作不適など止むを得ない事情により長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地であるため、非農地証明して問題ない。」と考えます。</p> <p>次に、申請番号2番、〇〇町〇〇△△△番 登記簿は田で、現況は雑種地です。面積は354㎡で権利の種類は非農地証明。所有者は□□□□株式会社 〇〇区の〇〇事業者でございます。申請事由は、「農地転用許可を要しない事案として昭和62年3月10日に□□□□が所有権を取得のうえ〇〇〇用地として使用していた。しかし、地目変更登記を行っていなかったため、今回非農地証明を受け、地目変更登記を行いたい。」とのことです。3月28日に現地確認をしております。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に確認をしていただいております。非農地証明の対象となる農地についてですが、携帯電話の鉄塔を建てる場合と同様に農地転用許可を要しない事案です。昭和62年頃に〇〇〇〇設置に関する届け出を〇〇県へ提出しておられまして、所有権の移転登記を既に完了しておられます。しかし、その際に地目変更登記は行なわれておらず、現在まで農地・畑のままです。本来ですと、「転用事実証明」を出すところがございますが、昭和62年は20年以上も前であり、□□□□株式会社、〇〇県及び〇〇市にも文書の破棄年限を超過したため書類は残っておりませんでした。県へ確認したところ、「確認する書類がないので事実証明は出せない。」ということで、相談した結果、「その他の農地転用許可を要しない事案等で、転用行為が実質完了している土地」ということで、今回は特例で「非農地証明として問題ない。」と判断いたしました。補足ですが、同じような施設で農地として残っているところがないのか□□□□株式会社に確認をしました。「県内には2か所(〇〇町、〇〇町)あるが、〇〇市内には今回の箇所以外に類似案件はない。」ということでございました。</p> <p>以上2件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、補足説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第6 1号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第6 1号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議第6 2号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇〇〇にはご退席願います。</p> <p>(〇〇〇〇 退席)</p>
議 長	<p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第6 2号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿、現況とも田です。農振区域外で、面積は850㎡の内352㎡、権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇△△△-△の□□□さん、申請事由が「借受人の要望により」ということです。借受人は〇〇町〇〇の社会福祉法人□□□□、申請事由は「申請地を借り受け、障がい者施設の利用者が、農作業活動及びリハビリテーションとして利用し、働く喜びや生きがいを持てる取り組みを行うため。」というものです。土地代は無償で、確認は〇〇委員です。平成21年の3月から3年間の使用貸借で行っておられ、今回引き続き3条の使用貸借での申請です。</p> <p>この案件、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、借受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。」と見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
29番	<p>この案件は、福祉施設に係る3条の特例ですが、根拠の条文を教えてください。</p>
事務局	<p>根拠法令は、農地法施行令第6条第1号ハです。</p>

発信者	議 事 要 旨
28番	今回の更新は何回目ですか。
事務局	最初の更新です。
24番	田での利用ですか、それとも畑での利用ですか。
事務局	現況は、野菜を作っておられ畑です。申請書も現況は畑で出しておられます。議案書の現況地目の田を畑へ訂正していただきますようお願いします。
議 長	他に、ご質疑がございますか  (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第62号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第62号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 〇〇〇〇には、ご着席いただきます。  (〇〇〇〇 着席)
議 長	それでは次に、「議第63号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書9ページをご覧ください。「議第63号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を説明いたします。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、申請区分は農振区域外で、面積は9.99㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は自宅から遠く、自宅隣接地に移転・新設する。」ということです。 農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、確認は〇〇委員です。農地の種類ですが「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。 次に申請番号2番、〇〇町〇〇△△△-△、地目は登記簿は田で現況は宅地、面積は115.00㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的が宅地拡張で倉庫1棟、離れ1棟を建設されます。転用理由は「自宅が狭くなったため、宅地を拡張して居宅増築及び物入・農機庫を建てたい。」ということで、始末書が出ておりまして「昭和58年に自宅の離れとして使用

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>していた」ということです。農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、確認は〇〇委員です。農地の種類ですが「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である。」ことから第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第35条第5号に規定する「既存施設の拡張に係る部分の敷地面積が、既存の施設の敷地面積の1/2を超えないものに限る。」に該当すると考えます。</p> <p>以上、2件の案件についてよろしくご審議願います。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
34番	<p>申請番号2番について、現在建っておりますが、先代の方が生存されていた時に建築された物件の転用手続きが残っていたことがわかり、今回申請されたものです。</p>
議 長	<p>他に無いようですので、補足説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第63号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第63号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第64号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の11ページからご覧ください。「議第64号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△△-△、△△△-△いずれも地目は登記簿・現況とも田、申請区分は農振区域外で、面積は1,380㎡です。所有権移転で、譲渡人が〇〇市〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人が〇〇町〇〇の社会福祉法人□□□□です。転用目的は福祉施設1棟、駐車区画11台分です。転用理由は「地域内に障がい者生活介護施設がないことから、当該施設の建築及び駐車場の確保をするため。」ということです。農用地除外が平成24年1月13日に済んでおりまして、土地代は10a当り2,173千円、確認は1,000㎡以上の案件ですので〇〇委員、〇〇委員の二人に確認いただいております。農地の種類ですが「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である。」ことから第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」</p>



発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>の場合の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>次に申請番号2番、〇〇町〇〇△△△-△、登記簿・現況とも畑、申請区分は農振区域外で面積は22㎡です。所有権移転で譲渡人が〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人が〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的が宅地拡張で、転用理由は「里道への通路として利用するため宅地を拡張したい。」ということです。土地代は10a当り17,500千円、確認は〇〇委員です。農地の種類ですが「都市計画法に規定する用途地域、近隣商業地域に定められている区域内の農地である」ことから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は「原則許可することができる」となっています。</p> <p>次に申請番号3番、〇〇町〇〇△△△-△、登記簿・現況とも畑、申請区分は農振区域外で面積は130㎡です。所有権移転で譲渡人が〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人が〇〇町〇〇の認定農業者である□□□□さんです。転用目的が農業用施設、倉庫1棟30㎡で、転用理由が「既存の農作業小屋について、所有者の都合により使用できなくなるため、農作業小屋及び車両置き場として利用する。」ということで、始末書が出ていまして「昭和34年6月頃、農作業小屋を建て、地元の脱穀作業場として使用していた。」ということです。土地代は無償で、確認は〇〇委員です。農地の種類ですが「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。」ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>次に申請番号4番、〇〇町〇〇△△△-△、登記簿地目は田ですが現況は事業用地、面積は3,147㎡の内1,201㎡です。権利の種類は「賃貸借」で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇町の□□□□株式会社です。転用目的は「事業用地」で現場事務所1棟39㎡と休息所1棟23㎡を設置されます。転用理由は「□□・□□自動車道□□地区雪崩防止柵設置工事のため、現場事務所を設置するため。」ということです。農用地区域内農地で一時転用でして、賃料は10a当り年間208千円、一時転用の期間は平成24年12月31日までとなっております。確認は〇〇委員、〇〇委員です。農地の種類ですが「農用地区域内」となっておりまして、許可条項は施行令第18条第1項第1号イ「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する」者に該当すると考えます。こちらの案件は、□□□□株式会社が3社目でして、1社目が□□□□株式会社で平成23年5月から同年の8月末までとなり、2社目が□□□□株式会社で平成23年8月から平成24年3月末までとなっております。</p> <p>以上、4件の案件についてよろしくご審議願います。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
1 番	<p>申請番号3番について、随分前のことで私もわからないですが、共同の農作業小屋を建てて使用しておられました。しかし、届を出しておられなかったのが実体でして「お断りをします。」とのことです。</p>
2 9 番	<p>申請番号1番について、始末書ではないですが誤解を招きそうな写真が掲載されておりますので説明しておきます。農地に重機がありますが、隣接の川に泥が堆積しており、この申請地が荒れていたためやむを得なくこの泥を農地に入れてならしております。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
29番	<p>申請番号4番について、今回の申請のように業者から業者へまわして申請を行なっていますが、これは「継続でなく新規であり、新規として申請している」とおっしゃるが、法令上は一度借りた農地は、田なり畑に戻して申請することになっていると思います。判断に困りますがどのように扱ったらよいですか。県ではどのような判断をされていますか。</p>
会 長	<p>県で問題にしたのは、真砂土採取事業で申請されたものは3年で期限が切れます。3年目には、安全に階段状に切って安全地として戻して、次の申請を確認していくというやり方だそうです。</p>
1番	<p>出入りする道路も借りると、現実に農地に戻すことは難しく「田に戻しなさい。」とも言えないと思います。</p>
事務局	<p>前回は類似案件があり説明しましたように、県と協議した結果「一旦、戻した上で申請していただくとの解釈でよい。」ということです。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第64号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第64号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第65号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 それでは、「議第65号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の15ページをご覧ください。「議第65号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」です。 今回の案件は49件申請されておりまして、大東町24件、加茂町10件、木次町4件、三</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>刀屋町 5 件、吉田町 4 件、掛合町 2 件であります。</p> <p>いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町ごとに協議願います。16 時 30 分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>(16 時 20 分から 16 時 30 分まで各町ごとに協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど各町ごとにご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。</p> <p>大東町より順次発表をお願いします。</p>
29 番	<p>大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
24 番	<p>加茂町ですが、全ての案件について妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
14 番	<p>木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
16 番	<p>三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
10 番	<p>吉田町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
8 番	<p>掛合町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 65 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 65 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、5 月の総会は 5 月 22 日 (火) 午後 1 時 30 分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ご起立下さい。            一同ご礼。            ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p>
議 長	<p><b>【その他事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)平成24年度農林振興課予算及び建議書の回答について</li> <li>(2)平成23年度農業委員会活動報告について</li> <li>(3)平成24年度農業委員会予算について</li> <li>(4)平成23年度雲南市農業委員会慶弔会計・会長交際費会計・事務局会計決算報告            について</li> <li>(5)監査報告</li> <li>(6)平成24年度雲南市農業委員会慶弔会計予算（案）について</li> <li>(7)認定農業者の再認定について</li> <li>(8)平成24年度雲南市農業委員会の体制及び活動計画について</li> </ul>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

---

署名委員

---

署名委員

---